

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 IFRS 第 16 号「リース」の概要

本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 1 月に公表された IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）の要求事項の概要を、借手の会計処理を中心に説明することを目的としている。また、IFRS 第 16 号と現行の日本基準¹及び米国会計基準²との差異についても説明する。
2. 本資料では、特に断りのない限り、参照項は IFRS 第 16 号のものである。

IFRS 第 16 号の要求事項の全体像**（借手の処理）**

3. IFRS 第 16 号による主要な変更点は、借手におけるすべてのリースのオンバランス処理である。

	IAS 第 17 号	IFRS 第 16 号
資産計上の判断基準	リスク及び経済価値の移転	「使用権」の移転
借手のオペレーティング・リース	オフバランス処理	両者を区分せずに、オンバランス処理 ・「使用権資産」を認識する。
借手のファイナンス・リース	オンバランス処理	・「リース負債」を認識する。

4. 従来の IAS 第 17 号「リース」（以下「IAS 第 17 号」という。）では、日本基準同様に、資産の所有に付随するリスク及び経済価値の移転の程度に応じ、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースの 2 つに分類し、分類に応じた異なる会計処理を行っている。オペレーティング・リースの借手は、原則とし

¹ 企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）

² FASB Accounting Standards Codification「リース (Topic 842)」

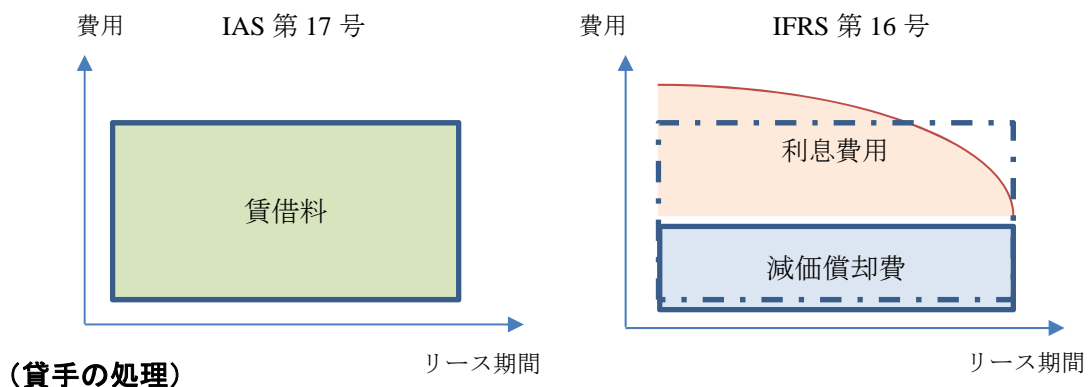
てリース期間にわたり定額のリース料を計上し、未経過期間のリース料は負債として計上しない。

5. 一方、IFRS 第 16 号は、原資産を使用する権利を表す「使用权」が移転されているかどうかに着目した借手の単一の会計モデルである。すなわち、リースの定義を満たすものすべてについて、関連する資産（「使用权資産」）と負債（リース料を支払う義務を表す「リース負債」）をオンバランス処理することを要求している。
6. IFRS 第 16 号では、借手は、使用权資産を他の非金融資産（有形固定資産など）と同様に測定し、リース負債を他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は、使用权資産の減価償却とリース負債に係る金利を認識する。また、リース負債の現金返済を元本部分と金利部分に分類し、それらを IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」を適用してキャッシュ・フロー計算書に表示する。
7. IAS 第 17 号と IFRS 第 16 号のオペレーティング・リースの会計処理の異同は次のとおりである。

項 目		IAS 第 17 号	IFRS 第 16 号
財政状態計算書	リース資産	(計上しない)	使用权資産
	リース負債	(計上しない)	リース負債
損益計算書	営業費用	賃貸料	減価償却費
	金融費用	(計上しない)	利息費用

8. この取扱いの変更により、これまでのオペレーティング・リースについては、純損益計算書上の費用認識は（図 1）のとおり変更される。

（図 1）現行のオペレーティング・リースの費用認識のイメージ



9. IFRS 第 16 号では、貸手の会計処理については、IAS 第 17 号からの大きな変更はされていない。これは、多くの関係者が、IAS 第 17 号における貸手の会計モデルには根本的な欠陥はなく、これを変更すべきではないという意見を有していたことによる。

リースの定義、IFRS 第 16 号の適用範囲及び適用免除

(リースの定義)

10. リースは、次のとおり定義されている（付録 A：用語の定義）。

資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約、または契約の一部

(IFRS 第 16 号の適用範囲)

11. IFRS 第 16 号では、IAS 第 17 号の適用範囲を基礎としており（BC67 項）、他の会計基準が適用される取引（「鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探索又は使用のためのリース」など）を除き、リースの定義を満たす取引に適用される（第 3 項）。

(適用免除)

12. 借手は、短期リースと少額資産のリースについては、関連する資産と負債を認識しないことを選択できる（第 5 項）。

短期リース

13. 短期リースとは、開始日において 12 か月以内のリース期間を有するリースをいう（付録 A：用語の定義）。免除の選択は、原資産のクラスごとに行う（第 8 項）。

少額資産

14. 少額資産には、タブレットやパソコンなどが該当する（B8 項）。「少額」の免除は絶対値ベースで適用する（B4 項）。また、「少額」かどうかは、リースされた資産の新品時の価値に基づいて判断される（B3 項）。さらに、「少額」の免除の適用は

他の資産への依存性や相互関連性が高くないリース資産のみに限定される (B5 項)。

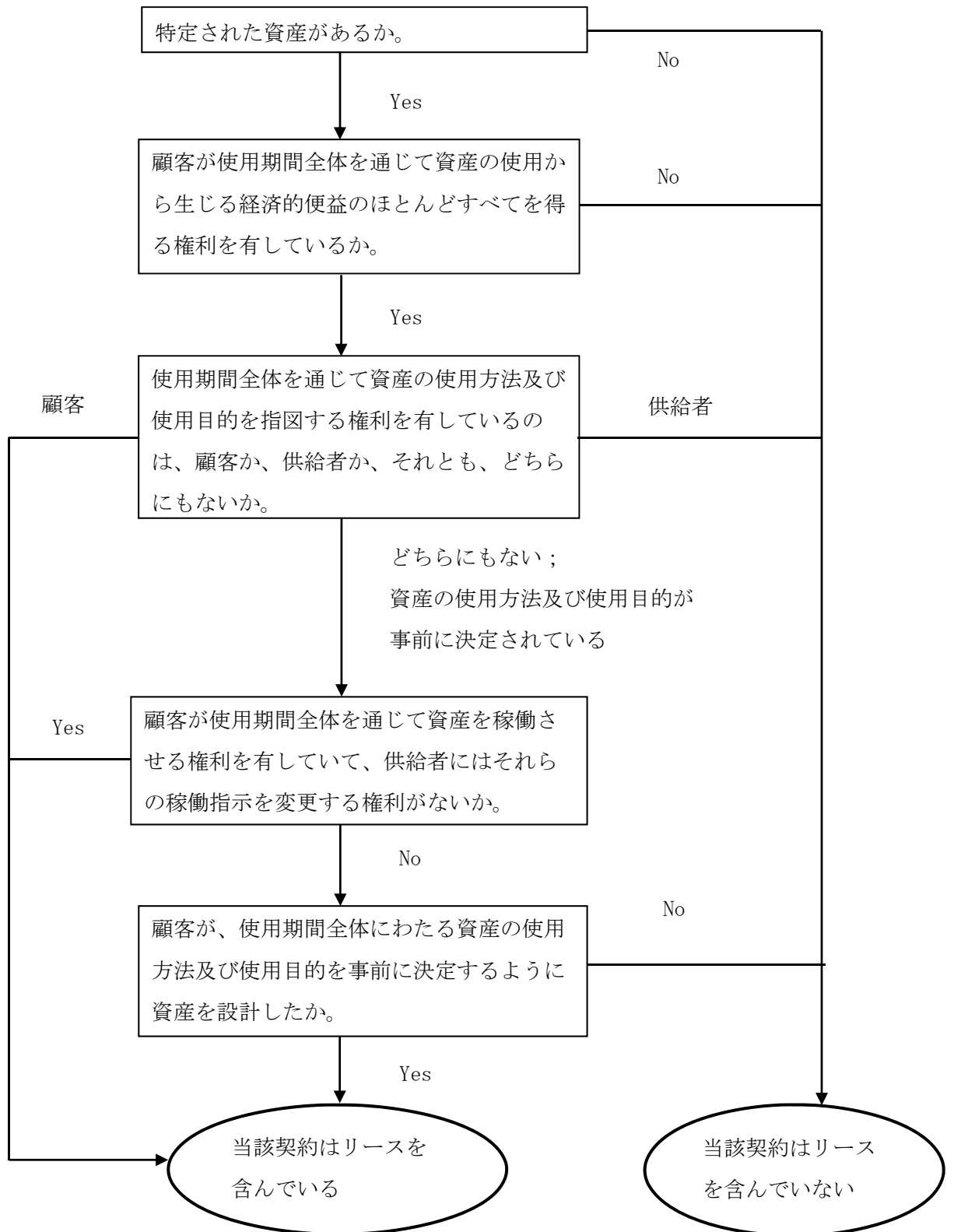
15. IFRS 第 16 号は、「少額」とみなされる定量的金額を提供していないが、結論の根拠には、「新品時に 5 千米ドル以下という規模の価値の原資産のリースを念頭に置いていた」と記載されている (BC100 項)。
16. 少額資産のリースについては、免除の選択は、リースごとに行うことができる (第 8 項)。

リースの識別

17. IFRS 第 16 号では、リースの定義を踏まえ、リースが含まれているかどうかを判定する (図 2 参照)。
18. 顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合、契約は特定された資産の使用を一定期間にわたり支配する権利を移転している (B9 項)。

- (1) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (2) 特定された資産の使用を指図する権利

(図2) リースまたはリースを含んだものであるかを判定するフローチャート



(特定された資産)

19. 資産は、通常は契約に明記されることによって特定される。しかし、資産が顧客に利用可能とされる時点で黙示的に定められることによって特定される場合もある (B13 項)。この評価において、具体的な資産 (例えば、具体的な製造番号) を特定できる必要はないが、特定された資産が契約を履行するために必要か否かを知る必要がある (BC111 項)。

実質的な入替権

20. たとえ資産が特定されていても、供給者が使用期間全体を通じて資産を入れ替える実質的な権利を有している場合には、顧客が特定された資産を使用する権利を有していない場合がある。次の条件の両方が存在する場合、供給者が実質的な入替権を有しており、したがって、契約にリースが含まれないと判断される (B14 項)。

- (1) 供給者が使用期間全体を通じて代替資産を入れ替える実質上の能力を有している (例えば、顧客が、供給者が資産を入れ替えることを妨げることができず、かつ、代替資産を供給者が容易に利用可能であるか又は合理的な期間内に調達できる。)
- (2) 供給者が資産を入れ替える権利の行使により経済的に便益を得る (すなわち、資産の入替えに関連した経済的便益が、資産の入替えに関連したコストを上回ると見込まれる。)

21. 上記に関連して、供給者が資産を修理や維持管理のために入れ替える権利又は義務は、実質的な入替権であるとはいえない (B18 項)。

22. なお、顧客は、供給者が実質的な入替権を有しているかどうかを顧客が容易に判定できない場合には、入替権は実質的ではないと仮定する必要がある (B19 項)。

資産の一部

23. 資産の一部も特定された資産になる可能性がある。例えば、建物の各フロアのように物理的に別個である場合には、特定された資産となる。一方、光ファイバー・ケーブルの稼働能力部分のように物理的に別個でないものは、その資産の

稼働能力のほとんどすべてに該当する場合を除き、特定された資産とはならない (B20 項)。

(経済的便益)

24. 特定された資産の使用を支配するためには、顧客は使用期間全体にわたり資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有している必要がある。資産の使用からの経済的便益には、主要なアウトプット及び副産物や、資産の使用からの他の経済的便益のうち第三者との商取引から実現することのできるものが含まれる (B21 項)。

(使用の指図権)

25. 顧客は次のいずれかの場合にのみ、使用を指図する権利を有している (B24 項)。
- (1) 顧客が使用期間全体にわたり資産の使用方法及び使用目的を指図する権利を有している場合
 - (2) 資産の使用方法及び使用目的についての関連性のある決定が事前に決定されており、かつ、次のいずれかである場合
 - ① 顧客が使用期間全体を通じて資産を稼働させる権利 (又は自らの決定する方法で他者に資産を稼働させるよう指図する権利) を有していて、供給者にはそれらの稼働指示を変更する権利がない。
 - ② 顧客が、使用期間全体にわたる資産の使用方法及び使用目的を事前に決定する方法で、資産 (又は資産の具体的要素) を設計した。

日本基準との比較 (リースの定義・識別)

26. リースの定義及び識別について、日本基準との比較は次のとおりである。

審議事項(1)-2-1

	IFRS 第 16 号	日本基準
定義	資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約、または契約の一部	特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引
判断基準 (指針)	<p>顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合（本資料第 17 項から第 26 項参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定された資産</u>の使用からの<u>経済的便益</u>のほとんどすべてを得る権利 ・ 特定された資産の<u>使用を指図</u>する権利 	<p>リース会計基準におけるリース取引の定義を満たすものについては、リース契約、レンタル契約、賃貸借契約などの名称に関わらず、リース適用指針を適用する上で、リース取引として取り扱われる。</p> <p>なお、通常の保守等以外の労務等の役務提供が含まれているリース取引³については、リース適用指針の対象とならないが、動産等のリース取引部分と役務提供部分が契約書等で判別できるケースなど容易に分離可能な場合には、動産等のリース取引部分についてはリース適用指針の対象となる。</p>

27. リースの定義自体は、両者に大きな差異はない。しかし、IFRS 第 16 号で「特定された資産」「経済的便益」及び「使用を指図する」の詳細が規定されたことにより、日本基準では「リース」とみなされない取引が IFRS 第 16 号では「リース」とみなされる場合が発生することが想定される。

28. また、IFRS 第 16 号及び日本基準ともに、いわゆる少額リースに対する適用免除規定が設けられている。その際、IFRS 第 16 号は、「少額リースの資産」を以下の表のとおり判定している。一方、日本基準では、リース資産総額に重要性が乏し

³ 例えば、システム関連業務において、システム機器のリース取引と労務等が一体化されている取引が挙げられる。

い場合、及び、個々のリース資産に重要性が乏しい場合に分けて下表のとおり判定基準が示されている。

	IFRS 第 16 号	日本基準
判定規準	IFRS 第 16 号は、「少額」とみなされる定量的金額を提供していないが、結論の根拠には、「新品時に 5 千米ドル以下という規模の価値の原資産のリースを念頭に置いていた」と記載されている。	借手は、以下のリース取引は、賃貸借処理できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引で、企業の事業内容に照らして重要性の乏しい、リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引

リース期間

29. リース期間とは、(1)に(2)(3)を足した期間である（付録 A：用語の定義）。

<p>(1) 借手が原資産を使用する権利を有する<u>解約不能期間</u></p> <p>(2) <u>リースを延長するオプションの対象期間</u>（借手が当該オプションを行使することが合理的に確実である場合）</p> <p>(3) <u>リースを解約するオプションの対象期間</u>（借手が当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合）</p>
--

（オプションの対象期間の取扱い）

30. リース期間の決定及びリースの解約不能期間の長さの評価にあたり、企業は、契約の定義を適用して、契約に強制力がある期間を決定しなければならない。借手と貸手のそれぞれがリースを他方の承諾なしに多額ではないペナルティで解約する権利を有している場合には、リースにはもはや強制力がない（B34 項）。

31. オプションの対象期間をリース期間に含めるかの評価にあたって考慮すべき要因の例としては、次のものがある（B37 項）。

- (1) 市場のレートとの比較でのオプション期間に係る契約条件
- (2) 契約期間にわたり実施された（又は実施予定の）大幅な賃借設備改良で、延長オプション等が行使可能となる時点で借手にとって重大な経済的便益を有すると見込まれるもの
- (3) リースの解約に係るコスト
- (4) 借手の業務に対しての当該原資産の重要度（例えば、原資産が特殊仕様の資産かどうか、原資産の所在地、適合する代替品の利用可能性を考慮）
- (5) オプションの行使に関連した条件設定及び当該条件が存在することとなる確率

32. また、リース期間の決定にあたっては、次の点などにも留意が必要である。

- (1) リース解約不能期間が短いほど、借手がリースを延長するオプションを行使する可能性は高くなる。これは、解約不能期間が短いほど、代替資産の入手に関連したコストが、比率的に高くなる可能性が高いことによる（B39 項）。
- (2) 特定の種類の資産の使用についての過去の慣行は、オプションの行使可能性についての評価において有用な情報となる場合がある（B40 項）。
- (3) 借手は各報告日にリース期間の見直しをする必要はないが、事後に重大な事象や状況の重大な変化が生じた場合には、リース期間を見直す必要がある（B41 項）。

日本基準との比較（リース期間）

33. リース期間について、日本基準との比較は次のとおりである。

	IFRS 第 16 号	日本基準
決定方法	<p>(1) に (2) (3)を足した期間</p> <p>(1) 借手が原資産を使用する権利を有する<u>解約不能期間</u></p> <p>(2) <u>リースを延長するオプションの対象期間</u>(借手が当該オプションを行使することが合理的に確実である場合)</p> <p>(3) <u>リースを解約するオプションの対象期間</u>(借手が当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合)</p>	<p>次の2つの合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>解約不能リース期間</u> ・ <u>再リース期間</u> (借手が再リースを行うことが<u>明らかな場合のみ</u>)
判断基準 (指針)	<p>オプションの行使可能性の判断にあたって考慮すべき要件が記載されている。(本資料第 30 項及び第 32 項)</p>	<p>詳細な判断基準は示されていない。</p>

34. IFRS 第 16 号では、オプション行使が「合理的に確実」なものがリース期間に含まれるのに対して、日本基準では、再リースを行うことが「明らかな場合のみ」リース期間に含めるとなっている。また、IFRS 第 16 号では、オプションの行使可能性の判断にあたって考慮すべき要件が詳細に規定されている。

借手の会計処理

(概要)

35. IFRS 第 16 号の借手の会計処理を要約すると次のとおりである。

	使用権資産	リース負債
当初認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得価額で測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未払リース料の現在価値で測定
事後測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減価償却累計額及び減損失累計額を控除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース負債に係る金利を加算 ・ 支払リース料を減額

	使用権資産	リース負債
	・リース負債の再測定に伴う調整	・リース負債の再測定

(リース負債の当初測定)

36. リース負債は、開始日において支払われていないリース料の現在価値で測定される（第 26 項）。以下では、現在価値計算のためのリース料及び割引率の決定について説明する。

リース料

37. 借手のリース負債の測定に含められるリース料は次の項目で構成される（第 27 項）。

<p>(1) 固定支払から、受け取るリース・インセンティブを控除したもの</p> <p>(2) 変動リース料のうち、開始日現在の指数又はレートを用いて当初測定される指数又はレートに応じて決まるもの</p> <p>(3) 残価保証に基づいて借手が支払うと見込まれる金額</p> <p>(4) 購入オプションを借手が行使することが合理的に確実である場合の、当該オプションの行使価格</p> <p>(5) リース期間が借手のリース解約オプションの行使を反映している場合の、リースの解約に対するペナルティの支払</p>

38. なお、固定支払には、実質上の固定支払が含まれる。これは、契約上は変動リース料であったとしても、実際には回避不可能なものであり、次のものなどが該当する（B42 項）。

- (1) 実際の経済的実質のない変動条項を含む支払
- (2) 複数の支払セットがあるが、一つの支払セットだけが現実的である場合
- (3) 複数の支払セットがあるが、そのうち少なくとも一つを行わなければならない場合

39. リース負債の測定に含まれない変動リース料としては、例えば、不動産のリースにおいて、その不動産に設置された店舗の売上に連動するリース料がある。

割引率

40. 割引率は次のとおり決定される（第 26 項）。

- | |
|--|
| <p>(1) リースの計算利率が容易に算定できる場合、リース負債の測定に用いる割引率として、これを使用する。</p> <p>(2) 計算利率が容易に算定できない場合、借手の追加借入利率を使用する。</p> |
|--|

（使用権資産の当初測定）

41. 使用権資産の当初測定額は、取得価額により算定する。取得価額は次のもので構成される（第 24 項）。

- | |
|---|
| <p>(1) リース負債の当初測定額</p> <p>(2) 開始日以前に支払ったリース料から、受け取ったリース・インセンティブを控除したもの</p> <p>(3) 借手に発生した初期直接コスト</p> <p>(4) 原状回復義務負債相当額</p> |
|---|

（リース負債の事後測定）

42. リース負債は、期間中の利息費用を増額するとともに、支払リース料を控除して事後測定される（第 36 項）。

（使用権資産の事後測定）

43. 使用権資産は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して事後測定される（第 30 項）。

減価償却

44. IAS 第 16 号「有形固定資産」を適用して減価償却費を認識する（第 31 項）。
45. この場合の償却期間は、リース開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時の次のいずれか早い方までの期間である。ただし、リースが原資産の所有権をリース期間の終了時まで借手に移転する場合、又は使用権資産の取得価額が購入オプションを借手が行使するであろうことを反映している場合には、償却期間は、リース開始日から原資産の耐用年数の終了時までの期間とされる（第 32 項）。

減損

46. IAS 第 36 号「資産の減損」を適用して減損損失を会計処理する（第 33 項）。

（設例 借手の会計処理—IFRS 第 16 号における損益）

47. 借手の会計処理については、添付設例 1 を参照。

日本基準との比較（借手の処理）

48. 現行の日本基準は、IAS 第 17 号と同様に、借手のリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類して、会計処理を行っている。したがって、IFRS 第 16 号と現行日本基準の間には、概ね、IFRS 第 16 号と IAS 第 17 号の差異（本資料第 3 項から第 8 項参照）と同様の差異が存在する。

種類	IFRS 第 16 号	日本基準
ファイナンス・リース	<ul style="list-style-type: none"> 両者を区分しない。 使用権資産について、各期に減価償却費（営業費用）を計上する。 	オンバランス処理（リース資産及びリース負債を計上する） <ul style="list-style-type: none"> 利息費用及び減価償却費を計上する。
オペレーティング・リース	<ul style="list-style-type: none"> リース負債について、各期に金利費用を計上する（現在価値で測定する。）。 	オフバランス処理 <ul style="list-style-type: none"> 単一のリース費用（営業費用）を定額で認識する。

49. オペレーティング・リースについて、IFRS 第 16 号と日本基準で財政状態計書及び損益計算書に計上される項目は、概ね、次のとおりである。

項 目		IFRS 第 16 号	日本基準
財政状態 計算書	使用権資産	使用権資産 (減価償却控除後残高)	(計上しない)
	リース負債	リース負債 (リース料の現在価値)	(計上しない)
損益 計算書	減価償却費	減価償却費 (定額)	賃貸料 (定額)
	利息費用	利息費用 (リース負債残に応じて)	(計上しない)

IFRS 第 16 号と米国会計基準 (Topic 842) との差異

(両者の共通点)

50. 次の点で IFRS 第 16 号と FASB Accounting Standards Codification 「リース (Topic 842)」 の処理は共通である。

- (1) 借手のすべてのリースについて、使用权資産とリース負債を認識する。
- (2) 貸手のリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し会計処理する。

(両者の主要な相違点)

51. 米国会計基準は、IAS 第 17 号と同様に、借手のリースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類する。また、オペレーティング・リースについては、単一のリース費用を定額で認識する。その結果、使用权資産の測定額も相違する。次のとおりである (設例 2 参照)。

種類	IFRS 第 16 号	米国会計基準
オペレーティングリース	<ul style="list-style-type: none"> ・両者を区分しない。 ・使用权資産について、各期に減価償却費 (営業費用) を計上する。 ・リース負債について、各期に金利費用を計上する (現在価値で測定する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・残余のリース期間にわたり、リースの残余のコストが定額で (その他の組織的で理論的な方法が原資産の使用权から生じることが期待される便益のパターンをより示す場合を除いて) 配分されるように計算された「単一のリースコスト」 (営業費用) を認識する ・リース負債は、現在価値で測定する (IFRS 第 16 号と同様)。 ・使用权資産 = リース負債とする (減損等がない場合)。
ファイナンス・リース		IFRS 第 16 号と同様の処理

審議事項(1)-2-1

52. オペレーティング・リースについて、IFRS 第 16 号と米国会計基準で財政状態計算書及び損益計算書に計上される項目は、概ね、次のとおりである。

項 目		IFRS 第 16 号	米国会計基準
財政状態 計算書	リース資産	使用権資産 (減価償却控除後残高)	使用権資産 (リース負債と同額)
	リース負債	リース負債 (リース料の現在価値)	リース負債 (リース料の現在価値)
損益 計算書	営業費用	減価償却費 (概ね、定額)	賃貸料 (定額)
	金融費用	利息費用 (リース負債残に応じて)	なし

53. 第 51 項及び第 52 項の他、次の点で相違する。

- (1) 米国会計基準 (Topic 842) では、IFRS 第 16 号のような借手の少額資産のリースについての認識の免除はない。
- (2) 変動リース料の見直しを行なわない。

以 上

(設例 1) IFRS 第 16 号における損益

(前提条件)

- ある資産を 10 年リースする契約を締結する。
- リース料は各年度の期首に 50,000 を支払う。
- 借手の初期コスト、受領したインセンティブ、原状回復費用等はない。
- リースの計算利率は容易に算定できず、借手の追加借入率は 5% とする。
- 使用権資産の減価償却は 10 年間の定額法を採用する。

(分析)

当初測定

- リース負債の当初測定額は、 $50,000 + 50,000/1.05 + 50,000/1.05^2 + \dots + 50,000/1.05^9 = 405,391$ となる。
- 使用権資産の当初測定額=リース負債の開始残高 = 405,391 となる (借手の初期コスト等がない)。

事後測定

- リース負債は、期間中の利息費用(5%)を増額するとともに、支払リース料(50,000)を控除する。
- 使用権資産は、毎期 40,539 (=405,391/10 年) ずつ減価償却する。

年度	リース負債				使用権資産			損益計算書
	開始残高	リース料	金利費用	期末残高	開始残高	減価償却費	期末残高	金利+減価償却費
	A	B	C (A-B)*5%	D A-B+C	E	F 405,391/10	G E-F	H C+F
1	405,391	50,000	17,770	373,161	405,391	40,539	364,852	58,309
2	373,161	50,000	16,158	339,319	364,852	40,539	324,313	56,697
3	339,319	50,000	14,466	303,785	324,313	40,539	283,774	55,005
4	303,785	50,000	12,689	266,474	283,774	40,539	243,235	53,228
5	266,474	50,000	10,824	227,298	243,235	40,539	202,696	51,363
6	227,298	50,000	8,865	186,162	202,696	40,539	162,156	49,404
7	186,162	50,000	6,808	142,971	162,156	40,539	121,617	47,347
8	142,971	50,000	4,649	97,619	121,617	40,539	81,078	45,188
9	97,619	50,000	2,381	50,000	81,078	40,539	40,539	42,920
10	50,000	50,000	0	0	40,539	40,539	0	40,539
合計		500,000	94,609			405,391		500,000

第 1 年度比較

第 7 年度比較

	第 1 年度比較		第 7 年度比較	
	IAS17	IFRS16	IAS17	IFRS16
使用権資産	0	364,852	0	121,617
リース負債	0	373,161	0	142,971
営業費用	50,000	40,539	50,000	40,539
金融費用	0	17,770	0	6,808
費用合計	50,000	58,309 <	50,000	47,347 >

- IAS 第 17 号では、通常、リース期間を通じて同額の費用(50,000)が営業費用として認識されてきた。
- IFRS 第 16 号では、使用権資産から生じる減価償却費とリース負債から生じる利息費用の 2 つの費用が生じる。
- 利息費用については、リース負債の元本がリース期間の経過に伴い減少することにより、リース期間を通じて遞減する。
- したがって、IFRS 第 16 号では、減価償却費と利息費用の合計としてのリース費用は、リース期間を通じて遞減することとなる。

(設例 2) IFRS 第 16 号と米国会計基準の異同

(前提条件)

- 設例 1 と同様とする。

(分析)

IFRS 第 16 号の処理：設例 1 と同様である。

米国会計基準の処理（オペレーティング・リースの場合）

- 各期、定額のリース費用（営業費用 50,000）を計上する。

第 1 年度の費用計上仕訳

(借)	リース費用	50,000	(貸)	現金	50,000
-----	-------	--------	-----	----	--------

- リース負債は、各期、現在価値で測定する。

第 1 年度の減少額は、32,230（=50,000-17,770）

- 使用権資産残高＝リース負債残高とする（減損等がないと仮定）。

第 1 年度の資産及び負債の取崩し仕訳

(借)	リース負債	32,230	(貸)	使用権資産	32,230
-----	-------	--------	-----	-------	--------

年度	IFRS 第 16 号							米国会計基準			
	リース負債				使用権資産			損益計算書	損益計算書	リース負債	使用権資産
	開始残高	リース料	金利費用	期末残高	開始残高	減価償却費	期末残高	金利+減価償却費	営業費用	期末残高	期末残高
	A	B	C (A-B)*5%	D A-B+C	E	F 405,391/10	G E-F	H C+F	I B	J D	K J
1	405,391	50,000	17,770	373,161	405,391	40,539	364,852	58,309	50,000	373,161	373,161
2	373,161	50,000	16,158	339,319	364,852	40,539	324,313	56,697	50,000	339,319	339,319
3	339,319	50,000	14,466	303,785	324,313	40,539	283,774	55,005	50,000	303,785	303,785
4	303,785	50,000	12,689	266,474	283,774	40,539	243,235	53,228	50,000	266,474	266,474
5	266,474	50,000	10,824	227,298	243,235	40,539	202,696	51,363	50,000	227,298	227,298
6	227,298	50,000	8,865	186,162	202,696	40,539	162,156	49,404	50,000	186,162	186,162
7	186,162	50,000	6,808	142,971	162,156	40,539	121,617	47,347	50,000	142,971	142,971
8	142,971	50,000	4,649	97,619	121,617	40,539	81,078	45,188	50,000	97,619	97,619
9	97,619	50,000	2,381	50,000	81,078	40,539	40,539	42,920	50,000	50,000	50,000
10	50,000	50,000	0	0	40,539	40,539	0	40,539	50,000	0	0
合計		500,000	94,609			405,391		500,000	500,000		

第 1 年度比較

	IFRS16		米国会計基準
使用権資産	364,852	<	373,161
リース負債	373,161	=	373,161
営業費用	40,539		50,000
金融費用	17,770		0
費用合計	58,309	>	50,000

第 7 年度比較

	IFRS16		米国会計基準
使用権資産	121,617	<	142,971
リース負債	142,971	=	142,971
営業費用	40,539		50,000
金融費用	6,808		0
費用合計	47,347	<	50,000